

令和5年5月8日

徳島大学蔵本地区学生の皆様へ

医学部長・医学研究科長
歯学部長・口腔科学研究科長
薬学部長・薬学研究科長
医科栄養学研究科長
保健科学研究科長

新型コロナウイルス感染症への対応について(蔵本地区学部学生・大学院生共通)の廃止について

<令和5年5月8日更新・適用>

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されたことに伴い、「新型コロナウイルス感染症への対応について(蔵本地区学部学生・大学院生共通)」は廃止します。

なお、新型コロナウイルス感染症はインフルエンザ等と同様に学校感染症2種に該当しますので、登校不可等の期間が設定されています。5月8日以降は、この度改訂された「蔵本地区における学生の感染症に対する対応について」を遵守してください。

記

1. 学校において予防すべき感染症を発症した場合(可能性がある場合を含む)
「蔵本地区における学生の感染症に対する対応について」を確認ください。
2. 県をまたぐ移動や海外渡航等にかかる制限について
制限は設けませんが、病院実習生は、「蔵本地区における学生の感染症に対する対応について」を確認ください。
3. 徳島大学病院エリアへの立ち入り、並びに、飲食店、売店、郵便局、自動販売機コーナーの利用について
学生に制限は設けませんが、患者と接触する可能性があるため、感染対策を徹底し、特に飲食中の会話は控えてください。また、発熱や体調不良時は、受診以外では立ち入らないでください。
4. マスクの着用について
教育研究活動等においては、マスクの着用を求めないことを基本とします。ただし、徳島大学病院エリアに立ち入る場合は、不織布マスクを常時着用してください。